

令和8年（フ）第4535号

大阪府守口市梶町4丁目16番6—311号
債務者 浅見 智子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4614号

大阪市西成区萩之茶屋2丁目9番13号 コーポトウモロウ 5号
債務者 松井 博人

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4618号

大阪市東住吉区住道矢田9丁目6番14号
債務者 民山新材こと 民山 登

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第170号

兵庫県宝塚市寿町1番4—102号
債務者 濱田 勝美

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第195号

兵庫県宝塚市売布1丁目29番5号
債務者 島田 隆博

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年（フ）第238号

奈良県大和郡山市箕山町12番44号 プレステ
十番館103号
債務者 江田恵津子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第245号

奈良市東九条町705番地の8 寿限無荘106号
債務者 小島 照秋

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第252号

奈良市富雄元町二丁目5番3—801号
債務者 半田 和文

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第272号

奈良県天理市三味田町91番地6 レオパレス
ニューエイジ203
債務者 阪下ジョセリンこと SAKASHI
TA JOCELYN ODILAO

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第324号

和歌山市西庄11番地2、前住所和歌山市木ノ
本372番地9
債務者 宮崎 潤

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第342号

和歌山県橋本市妻420番地
債務者 上野 有子（旧姓 東家）

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第343号

和歌山市北出島9番地1 マンション和歌山
H2
債務者 大川 洸貴

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第140号

鳥取県米子市大崎3034番地2
債務者 岩井 弘志

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第644号

広島市安佐南区伴東7丁目24番20—103号
債務者 徳永 恭平

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第845号

広島市西区己斐上2丁目28番25号
債務者 高崎 里美

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第907号

広島市西区己斐本町2丁目9番16—502号
債務者 福岡由樹子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第103号

山口県宇部市北小羽山町1丁目3番1—507号
小羽山県営住宅
債務者 長浴 旭

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
山口地方裁判所宇部支部